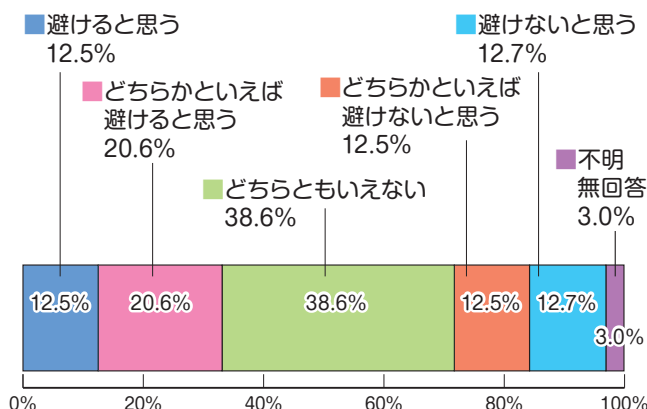


同和問題（部落差別）とは

同和問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることなどを理由に、結婚や就職、日常生活の中で様々な差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

意識面に残る課題

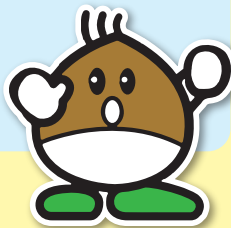
住宅を選ぶ際、近隣に同和地区がある場合、あなたはどのように思われますか。



2015年度「人権・同和問題に関する住民意識調査」（栗東市）より

住宅を選ぶ際、近隣に「同和地区がある」場合において、3割以上の人々が「避けると思う」「どちらかといえば避けると思う」と答えました。

同和地区を避けようとするのは、その人の心の中に、部落差別を感じており、自分も同和地区住民であると思われたくない、また、同和問題に関わりたくないと感じている（忌避意識）からではないでしょうか？



部落差別の解消の推進に関する法律 （部落差別解消推進法） 2016年12月16日施行

第1条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第3条（国及び地方公共団体の責務）

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第4条（相談体制の充実）

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第5条（教育及び啓発）

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第6条（部落差別の実態に係る調査）

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

部落差別解消推進法が 施行されました

～一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～



栗東市 人権政策課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33
TEL.077-551-0108 FAX.077-554-1123
E-mail : jinkenseisaku@city.ritto.lg.jp





**同和問題（部落差別）に関する
様々な人権問題が
今なお起きています。**

インターネット上の差別書き込み

インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込む行為等、匿名性と拡散性を利用した人権侵害が発生しています。

身元調査

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、結婚差別や就職差別など、不当な差別取り扱いにつながりかねないものです。

土地差別

都市開発、マンション建築や土地の売買等で、対象の土地が同和地区であるかどうかを調査したり、同和地区の物件を避けたりする、いわゆる「土地差別」の事例が報告されています。

「部落差別解消推進法」が

平成28(2016)年12月16日に
施行されました。



依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

ポイント

部落差別解消推進法

第1条（目的）

「現在もなお部落差別が存在する」とし「部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ことを目的としています。



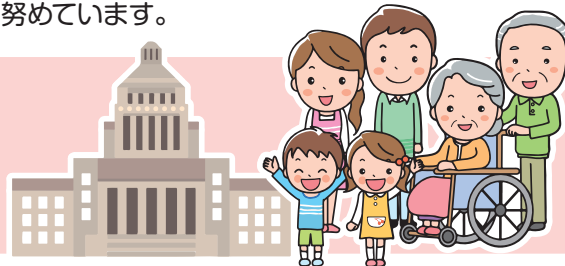
第2条（基本理念）

国民一人一人の理解を深めるように、部落差別の解消に関する施策を行います。



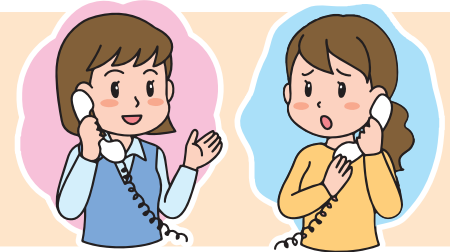
第3条（国及び地方公共団体の責務）

国は部落差別の解消に関する施策、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めています。



第4条（相談体制の充実）

国・地方公共団体は、相談体制の充実を図ります。



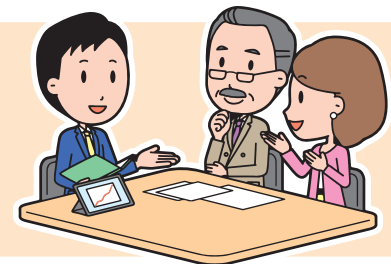
第5条（教育及び啓発）

国・地方公共団体は、教育及び啓発の推進に努めます。



第6条（部落差別の実態に係る調査）

国は地方公共団体の協力を得て「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。



栗東市 人権政策課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13-33
TEL.077-551-0108 FAX.077-554-1123
E-mail: jinkenseisaku@city.ritto.lg.jp

